

小牧市税外収入に係る延滞金に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 1 2 月 1 7 日

小牧市長 山 下 史守朗

小牧市条例第 4 2 号

小牧市税外収入に係る延滞金に関する条例等の一部を改正する条例

（小牧市税外収入に係る延滞金に関する条例及び小牧市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正）

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（1）小牧市税外収入に係る延滞金に関する条例（昭和 39 年小牧市条例第 12 号）附則第 2 項

（2）小牧市下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 60 年小牧市条例第 15 号）附則第 2 項

（小牧市介護保険条例及び小牧市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第 2 条 次に掲げる条例の規定中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（1）小牧市介護保険条例（平成 12 年小牧市条例第 21 号）附則第 6 条

（2）小牧市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年小牧市条例第 16 号）附則第 3 条

附 則

1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の小牧市税外収入に係る延滞金に関する条例及び小牧市下水道事業受益者負担に関する条例並びに第 2 条の規定による改正後の小牧市介護保険条例及び小牧市後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。